

令和4年12月1日（木）
午後1時30分～3時30分
静岡県庁西館8階教育委員会議室

1 開会

2 説明

- (1) いじめ防止対策推進法
- (2) 静岡県いじめ問題対策連絡協議会
- (3) いじめ、いじめの解消、いじめ重大事態とは

○事務局

いじめ防止対策推進法、静岡県いじめ問題対策連絡協議会、いじめ、いじめの解消、いじめ重大事態について説明（資料1～9頁）

□池上会長

ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

□萩原委員

質問というか、皆様と認識を共通にした方がいいかなと思って念のために発言させていただきます。社会通念上のいじめよりも、法律上のいじめの方が広い概念であって、非常に分かりやすく御説明いただいたと思いますが、そうしますとですね、その法律上の要件に該当するという場合について、互いに喧嘩、闘争をして、互いに精神的な苦痛を被ったという場合は、これは相互的に、いじめへの加害者であり、被害者になるんだということになるなというふうに認識を新たにしましたので、皆さんとその辺の認識を共有していきたいなと思いました。

□森委員

県医師会の森です。今回初めて出席させていただきます。先ほどの重大事態のスライドで、自殺企図とか、リストカットとかの自傷行為とか、カッターで刺されそうになったとか、それぞれの重大さとしてはだいぶ違うなと感じたのですが、重大事態の捉え方について教えてください。

○事務局

スライドの重大事態の例は、これまで全国の教育委員会等で重大事態として扱った事例として、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に例示されているものとなります。ガイドラインには、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があるともしております。これは、事態が深刻化する前に、重大事態と捉え、速やかに必要な調査を開始するためのものであると理解しております。

3 報告

(1) 本県の現状

ア 小・中学校 イ 高等学校 ウ 特別支援学校 エ 私立学校

(2) 本県の取組

ア 義務教育課 イ 高校教育課 ウ 特別支援教育課 エ 私学振興課
オ 教育政策課

○事務局

本県の現状、取組を説明（資料15～35頁）

4 情報交換・協議「各機関等における取組」

○事務局（資料10～13頁で説明）

□池上会長

ただいまの報告について、御意見・御質問がありましたらお願いします。

□萩原委員

35ページの資料6に、様々な研修として人権教育というようなものがいくつか見られますが、この具体的な講義の内容や、どのような方法で行っているのか、参考にできると非常に有益だなというふうに思いますが。

○事務局

内容については、人権教育とはといった概念的なところ、どのような授業を行えばよいのか、その具体的な授業例の体験等を行ったりしています。また、「静岡県人権教育の手引き」の紹介などを行っています。そして教師の人権意識を高めるとともに、人権教育を推進する意欲や力量の向上に努めています。人権教育の手引きについては、もしよろしければこの後、皆様に配布をさせていただきます。

□池上会長

それでは、ここからは、皆様からの情報提供、情報交換・協議ということでお1人ずつお話を伺っていきたいと思います。各機関・団体の取組、御意見、御感想ということになります。時間が大変短くて恐縮なんですけど、お1人3分をお願いします。なお、御紹介いただいた取組につきましては、広く教育委員会内で共有させていただくとともに、御意見、御感想につきましては、今後の施策に反映させていただいたり、次回協議会のテーマとしていきたいと考えております。また、皆様におかれましても、御発言の内容等、各機関に持ち帰っていただき、今後の取組に活かして頂ければと存じます。

それでは、まず「保護者」の代表である安田委員、藤島委員からお願いします。

□安田委員

みなさん、こんにちは。静岡県PTA連絡協議会の副会長を務めさせていただいております、安田佳子と申します。よろしくお願いたします。私どもPTAの取組といたしましては、静岡県下のPTAの方々を対象に、子供総合保障制度という保険制度を展開しており、弁護士費用を補填していただけるという特約がセットされたプランがあります。もしもという時に備えたいという親御さんの要望が多いということで、多くの皆様に御利用いただいている状況であります。心情的にはあまり使って欲しくないというところは正直なところではありますが、現状、それを頼ってくださる保護者の方もおられるということで、とても身近な状況にはなっているのかなと思います。私が、常々身を置いている保護者の繋がりの中で聞いた子供の活動の中で実際に今起きているいじめの事例として2点ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

(略)

こういった案件を我慢している子たちは本当にたくさんいると思うんです。保護者の方もそういう声をどこに届けていいのかわからない、先ほど私が言いました保障制度はできれば使ってほしくないところですが、そこに行き着く前に皆さんで目を光らせて、いろんな芽を摘んでヒヤリハットの案件を一つでも多く見つけ出して本当に未然防止を図っていただきたいなと思います。私が身を置いているとても狭い中で起こっている二つの案件ですので、皆さんの周りでも起こりうることだと思います。いろんなところでお話を聞いたり、情報を聞いたりして、いじめの芽を摘んでいただきたいなと思います。よろしくお願いたします。

□藤島委員

静岡県私学保護者会長の藤島でございます。よろしくお願いたします。私も本年度初めて参加させていただきまして、正直今までいじめ問題に関して、保護者会ではそんなに強く意識していたわけではなく、ちょっとピントがずれた意見なのかもしれませんけど、10ページのところにですね、「いじめは、どのような理由があっても、絶対に許されない行為」とあるんですけど、資料を拝見させていただいて、いじめられる側だけのものが全部かなって感じがするので、正直いじめる側の理由っていうのもあると思うんですよね。そこを潰していかないと、本題に入らないのかなって感じがしますので、そのところをもうちょっと掘り下げるっていうことが必要なのかなって思うように考えました。以上でございます。

□池上会長

ありがとうございます。いじめる側も当然非常に大きなストレスの中にいたり、加害者、被害者が構造的に入れ子状態になったりしていることもあろうかと思っております。ありがとうございます。それでは今、保護者代表のお二人からお話がありましたが、この部分について何か御質問、御意見等あればいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次のブロック、スクールソーシャルワーカーの後藤委員、スクールカウンセラーの川瀬委員、医師の森委員ということでお三方に続けてお話を伺います。お願いたします。

□後藤委員

後藤久美と申します。三期目となりました。よろしくお願いたします。静岡県社会福祉士

会こども家庭福祉委員会というところにおりますが、静岡市教育委員会、富士市教育委員会のスクールソーシャルワーカー、県立高等学校のスクールソーシャルワーカーをさせていただいています。資料の2ページのところに、学校・教職員というところで、例えば「学校いじめ対策組織」が設置されればそこに入ります。そして、一番大事な「学校全体でいじめの防止・早期発見と対処」というところにももちろん入ります。大きいところでは社会福祉会に依頼がありまして、各市町の第三者調査委員会のメンバーとしても、各社会福祉会の仲間が出席しております。なので、それぞれのところでの自分たちの研修もあれば、校内で先生方と一緒に研修というか、一緒に考えさせていただくってところと、後は対策委員会を立ち上げた場合の迅速な対応というところになります。

先ほど藤島さんがおっしゃったように、私は常々、学校の中の研修では、子供はいじめは悪いんだってことは分かっている。悪いか、良いかで言ったら悪いって分かっている。それを校内、もしくは社会で何かやった時にスルーするのか、スルーしないのか、どこがアウトかどこがセーフかっていうのを子供たちはよく見ています。ちょっとした言動で、教員や私たちと一緒にいる大人が「それ駄目だよね」「なんでそれ言ったの？」ってということや、「ちょっとちょっと」ってところが、目があってスルーされたのか、そしたら加害っていうか、私、加害と呼びたくないですけど、やっぱりこの教室ではこれは許されないんだっていう、そこを作っていくのは大人側だと思います。なので、藤島さんがおっしゃったように、その加害を作っているのは私たち大人なんだ、広く言えば社会全体なんだっていうことを、私は校内研修の中でも申し上げます。

いじめってあるけれども、子供たちは別に傍観したくて傍観してるわけじゃなくて、怖いとか、やったらどうしようとか、こうしたら先生どうするのかなとか、被害に遭った子は先生と目が合ったけれどもスルーされて、「ああもう終わったな」って思ったって言う子供が、実際私の前にもいるので、そういう意味でのいじめに対する一番身近なところでの対応が、私たちソーシャルワーカーとしては大事だなんていうふうに思っています。以上です。

□川瀬委員

静岡県公認心理師協会にて教育・学校臨床委員会委員長おります川瀬と申します。公認心理師協会の前身は、静岡県の臨床心理士協会でございます。臨床心理士協会から、今、公認心理師協会に変更、統一されております。昔からスクールカウンセリング事業等々、臨床心理士は学校現場に入っております。また、いじめに関しては、いじめ第三者委員会だったり、再調査委員会の委員の推薦依頼を受けることが多くありまして、いじめに関するカウンセリングの経験がある先生方を紹介して、それら委員会に入らせていただいているような状況です。

私は浜松市でスクールカウンセラーをしております。カウンセリングの中で初めていじめが発覚するってことは正直なところ少なく、どちらかといえば発見した後の、児童さん、生徒さんのケアってところで入っていくことが多いかなというなかたちです。もちろん先生方のコンサルテーションという形で、どういうふうにアプローチを、被害者だけでなく加害者側っていうところにも、どうアプローチをしていったらいいかっていうような話の御相談を受けて、「こういうふうにしてはどうですか」とか「この情報はどうなんでしょう」とか、助言だったり意見交換をさせていただいているような状況です。

プラスして未然防止にも関わってきますが、いじめだけではなく不登校だったり、いろんな

ことの防止に向け、教員の先生方の資質だったり、力を向上させるための校内研修だったり、中学校の方だと生徒さん向けの講演会みたいな形での学校保健集会みたいなのが、だいたい12月とかこのぐらいの時期にあるんですけども、そこでアサーションって言われるようなものだったりとか、レジリエンスだったりとか、それぞれの学校によって何がこの学校だと苦手としているのか、例えば、人間関係とかコミュニケーションだったりとか、いろんなものがあるので、そこに応じた内容で講演をととか、お話をさせていただくってというような活動をしております。以上です。

□森委員

静岡県医師会からきた森です。世の中には35種類のハラスメントがあると、その中の学校のいじめに関係するハラスメントはすごいだろうと思います。それだけだと重大事態とはならないんですが、資料8頁の「生命、心身又は財産に重大な被害の例」の自殺企図、リストカットなどの自傷行為、暴行を受け骨折、投げ飛ばされ脳震盪、殴られて歯が折れる、心的外傷後ストレス障害、嘔吐や腹痛の継続までだと、おそらく医療機関に受診される可能性があります。

通常の医療機関で対処できる場合は対処しますし、精神科の方に対処をお願いしなければいけない場合は、なかなか精神科の先生方が予約がいっぱいで、通常に申し込んでも数週間から何ヶ月後とかっていう後に予約が成立するような場合が多い状況になってます。なので、医師会では、精神科の先生たちとタグを組みまして、自殺念慮の強いもの、リストカットなどの自傷行為をしてしまったからでは遅いので、その前、もし、いじめによって適応障害を生じて可能性が高いと思われる方が、もし直接、精神科に電話されても自殺念慮が強いという事実があればすぐ見てもらいます。我々一般の開業医が、もしいじめの被害者さんを受診して、その話から自殺念慮が強いという訴えが把握できれば、即座に精神科のところに、輪番制になっておりますので、すぐに電話入れて、自殺念慮の強い人が今から受診したいのですがと言えば、数時間以内に対応してくれるというシステムを作り上げた。そういうことも医師会としてやっているということも御報告させていただきます。

□池上会長

ありがとうございます。緊密な連携がとられてるなと思い、感銘しながらお話伺ってました。それでは今の後藤委員、川瀬委員、森委員のお話について御質問等ありましたらこのタイミングでお願いいたします。いかがでしょうか。それでは続きまして、弁護士の萩原委員、警察から増田代理、お願いいたします。

□萩原委員

静岡県弁護士会子どもの権利委員会から参りました、弁護士の萩原繁之と申します。先程来、図々しく何回も発言しておりますが、実は私も19名中15名の1人でして、今日初めて参加させていただいております。子どもの権利、いじめ問題については、子どもの権利委員会の委員が中心になって取組をしております。学校からの要請をいただいて、先程来の御報告の中でも度々出てきましたスクールロイヤーということで派遣されて各学校での様々な御相談にのらせていただいている。それから児童相談所の相談員として、児童相談所に派遣されて相談を受け

ている。こちらは児童相談所の職員の方からの御相談が多いというふうに私は認識しております。また、弁護士会の窓口に来る法律相談の中での一般的な相談もあります。子どもの権利相談ということで、枠を作ってる中での相談もありますが、いじめ問題での相談や、場合によっては事件の依頼を受けて対応するというのも、この子どもの権利委員会の委員が中心になってやっています。もちろんこの子どもの権利委員会とは別にですね、他の伝を頼って事件を依頼されるという弁護士もいるわけですが、弁護士会としての窓口からは、多くは子どもの権利委員会の委員が中心を担っております。

各自治体のいじめ対策委員会、個別のいじめとされた事件が発生した事件に関する調査委員会の中にも委員として就任していることがあります。学校ではスクールロイヤーの仕事の他に、いじめ防止授業の講師をお引き受けするというをしております。派遣された委員の弁護士が講義をさせていただいております。これらについては、それぞれ、特にいじめ防止授業などというものは、かなりそれなりの知識と力量、技量が必要となると思いますし、その他の子供さんからの相談などは、成人の相談とはまた違った配慮などが必要になるということもありますし、様々な機会を設けての委員会内での研修というのは、かなり頻繁に行っております。これは日本弁護士連合会や静岡県弁護士会など、様々なレベルでの研修をしております。私ども弁護士会の委員会の中では、各担当する委員の知識、力量、技量を磨かなければならないということとともに、人が足りないということがかなり大きい悩みになっているのが実情かなと思っております。以上です。

□池上会長

ありがとうございました。弁護士会の中に子どもの権利委員会という窓口があるということですね。ありがとうございました。それでは県警本部から増田代理をお願いします。

□増田代理

県警本部少年課管理官の増田です。本来、生活安全部長の加藤が出席するところですが、代理出席ということでよろしくお願ひいたします。警察でのいじめ問題に対する取組ということで、現状について説明させていただきます。

学校におけるいじめ問題につきましては、警察としても青少年の健全育成を阻害する要因として重要な問題と認識しております。警察本部から各警察署に対していじめ問題に対する的確な対応に関する通達を發出して対応しているところでございます。

いじめ問題につきましては、一義的には教育現場における指導、対応を尊重してるところでありますけれども、犯罪行為が認められる場合には、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応を取っております。特に被害少年の生命、身体の安全が脅かされるような重大な事案がある場合は、事件化を含めて、捜査、調査、あるいは補導等の措置を行うなどして、個々の事案に応じた対応を取っております。

また、警察OBのスクールサポーターを各警察署に配置しておりますので、スクールサポーターが学校訪問を行って、学校からの情報収集、情報の共有、非行防止教室の開催、いじめ問題の未然防止や再発防止に向けた対策を図っております。あと、少年問題に関する専門的な技能知識を有する少年警察補導員を各地区の少年サポートセンターに配置しておりますので、カ

ウンセリング、体験活動による支援、児童相談所等の関係機関との連携を図ることで被害者の心のケアにも取り組んでおります。

警察でのいじめの認知件数は、昨年より若干増加しておりますけれども、大幅な増加というものではなく、ほぼ例年通りで推移しております。また、少年の自殺あるいは自殺未遂の事案を認知した場合には、その背景にいじめがあったかどうかということも調査しております。いじめ事案で警察に相談に来る案件は、学校での対応の限界を超えている場合や、相当な深刻なケースもあります。また、中には児童生徒の意思に反して、保護者が過度な要求だとか不満を持って相談に来るといったケースもあります。そういった場合には、慎重に対応して真実を追求していくということで、学校と情報を共有しながら対応を図っているところでございます。警察本部からは以上でございます。

□池上会長

ありがとうございました。今の2人の委員からのお話に対して、御意見等いかがでしょうか。では、私一つ教えていただきたいことがあって、先ほど地区ごとに少年サポートセンターを設置していると伺いました。それが県内でいうと、どういう場所にあるのかっていうことを教えていただけますか。

□増田代理

比較的大きな警察署ですね。沼津、三島、富士、静岡中央、清水、静岡南、藤枝、磐田、浜松中央、浜松東の10カ所ですね。私、少年サポートセンターの管理官も兼務しておりますので、そういった少年警察補導員の活用、相談に来ていただければ、警察としてのいじめ問題への対応をいたします。

□池上会長

東中西1カ所ずつとかよりも、もう少し充実してあるということですね。ありがとうございました。他、御意見等、いかがでしょうか。

それでは、地方法務局の神山委員、中央児童相談所の鈴木委員からお願いいたします。

□神山委員

静岡地方法務局の神山です。よろしくお願ひいたします。法務局での人権業務についてはですね、主に人権相談と人権啓発、あとは人権侵害を受けたとされる方の申告に基づく調査・救済、この三本を行っております。今日はその中で、人権相談について紹介をしたいと思います。コロナ禍前は、人権相談は対面でも行っていたところですが、現在は極力、対面によらないメールとか電話とかを利用していただくように依頼をしているところです。今日は4つ紹介します。まず一つ目です。「子供の人権110番」という電話を使っての相談窓口があります。これは全国共通無料になっておりまして、利用時間が午前8時30分から午後5時15分までとなっております。毎年二学期が始まる前後に、全国一斉「子供の人権110番」ということで強化週間を実施しております。この間はですね、休日も対応するというので、今年は8月26日から9月1日までの7日間、全国で実施をさせていただきました。次はですね、メールによる相談ですね。これは24時間受付をしておりますので、特にいつでも利用できる状況になっておりま

す。三つ目がですね、LINEによる人権相談です。こちらなんですけれども、現状は東京都、愛知県、大阪府、福岡県でやっていたんですが、その範囲を拡大をしました。10月3日から範囲を拡大して、静岡県在住の方も利用できるということになっております。ただですね、実際対応するのは東京法務局の方で対応していますので、静岡地方法務局の職員が対応してるわけじゃないんですけど、静岡在住の方がLINE相談を利用して東京法務局に相談して、それが対応しなければいけない事案ということであれば静岡地方法務局の人権擁護課が出て、対応するというシステムになっております。こちらの利用時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分となっております、なるべく多くの方から相談を受けるためということで、相談は1日1回、1回30分程度を目安とさせていただいております。最後にですね、「子供の人権SOSミニレター」というのがあります。法務局では、学校におけるいじめとか体罰ですね、そういった問題に対する活動として、小学校、中学校の生徒さんに対し、「子供の人権SOSミニレター」というのを学校に置かせてもらって、それを利用してもらうようお願いしております。それを利用して法務局にいじめ等を含めたいろいろな悩み事を送ってもらうと、それに対して人権擁護員か職員が返答します。ちなみに人権相談の件数ですが、静岡県では令和2年が2,830件ありました。そのうち学校におけるいじめ関係は102件で全体の約4%、令和3年が2,532件で、そのうち学校におけるいじめが96件で全体の約4%ということになっております。こちらからの報告は以上です。

□鈴木委員

中央児童相談所の鈴木と申します。私も今年から委員を拝命いたしました。よろしく願いいたします。児童相談所については、皆さん御存知のとおり、なんとなく虐待相談所って感じで、メインは虐待を扱っているイメージかと思えますけれども、実は今年度入ってからいじめが経緯であろうというお子さんを2件、うちの児童相談所の方でも一時保護をさせていただいております。かなり重篤な事案でした。

(略)

先ほどの事務局の説明からありましたけども、いじめの解消の要因の二つ目ですね、被害児童生徒が、心身の苦痛を感じなくなってることっていうふうにあるんですけども、これを勝ち取るというか、ここまで至るには相当な対応しないと、なかなかここまで行き着かないんだろうなっていうところで、対応する側は相当な労力を要すると思うんですね。それからもう一つ、これは私ども扱ってる虐待と一緒になんですけど、いじめって、もちろん未然防止すごく大事なんですけども、どんなに頑張っても多分根絶っていうのはなかなか現実的に難しいと思います。やっぱり人と人の間で起きてることですので、ゼロにするってのは難しいと思うんですね。だからといって未然防止を怠っていいというわけではないです。もちろん未然防止は大切なんですけども、起きてしまった後の対応というところについても、先ほどの事例もそうなんですけども、そこにある程度の力を注げるような準備をしておくってことも非常に大事ではないかなっていうふうに思っております、様々な研修を企画されてるところだと思うんですけども、ぜひ、この起きてしまった後の子供たちへの対応っていうところのスキルアップっていうこともですね、研修の中に盛り込むようなことが進んでいくといいなっていうのが個人的な印象です。それは臨床心理士さんだったりとか、あるいは社会福祉士さんだけに学校が任せてしまうのではなくて、やはり個々の教員だったり、あの現場の職員の方がスキルアップ

をしていかないと本当の意味で苦しめる子供たちに手を差し伸べることができないのではないかなというふうに感じておりました、ぜひその辺を検討していただけたらなっているのがすいません、個人的な思いです。

□池上会長

ありがとうございました。見落としがちな視点を正面から御提示いただきありがとうございました。今の神山委員、鈴木委員に対して御意見、御質問等いかがでしょうか。

□後藤委員

学校を決して擁護するわけではないんですが、性加害、性被害について学校ができることって、本当に積極的にできることってあるのかなって、いつも一緒に考えながら思っています。なので考える中で、どうやって他機関とっていうところは、保護者さんのペースと、本人のペースと、相談しながら、それぞれのペースに合わせてじゃないと難しいので、その辺はやはり学びながらどういう風にサポートするかっていうのを改めて考えたいなと思いました。

□鈴木委員

取っかかりのところが、何から始めたらいいかってことと理解というか、まだそこまで理解できていないって方が多いと思うんです。だから、本当に事が起きてしまった時に、極端に言うとか、誰に、どこに相談したらいいのってところから御存知ない方が多いもんですから、そういったところの理解を広げといて頂くことが大事かなって思ってるんです。

□池上会長

ありがとうございました。ここで事務局から、ここまでの皆様のお話しの中で、これは考えていかないといけないかなと感じた論点があったら言語化していただきたいのですが。

□事務局

それぞれのお立場で、本当に子供たちのために考え、取り組んでいただいていることがとても良く理解できました。学校の現場で何ができるか、人権教育の推進、いじめに関する理解や取組の推進、関係機関との連携については、やはりこちらとしてもまだまだ課題があるなって思っております。どんな機関があるのか、どこに相談したらいいのか、どういう動きをしたらいいのかって、そういう具体のところまでの理解が必要だと思います。また、組織で対応するって言葉がよく使われるんですけども、それが果たしてどういうことなのかっていう部分でも、学校としての悩んでるところではないかなっていうところを思います。本日、このような形で皆様から情報をいただく中で、どことどこが繋がっていて、どういうお互いの協力ができるのかっていうところを整理をしながら、各学校にお知らせできたらと感じました。

□池上会長

はい、ありがとうございます。では、教育委員会・学校代表の委員の皆様、奥村委員から順にお話しをお願いいたします。

□奥村副会長

教育長協議会の方では、各自治体の取組、実践あるいは何らかのテーマを設けて話し合いをするってことは年に1回です。このところ、部活動の地域移行についての話が多く、かつて、いじめについてのテーマで話し合ったことはありました。なので、ここでは教育長協議会での取組というよりは、教育長を務める沼津市の取組を紹介させていただきたいと思います。

静岡県弁護士会からのお話にもありましたが、折しも明日、県の弁護士会と沼津市教育委員会が法教育を推進する、先ほど説明があったようないじめを防ぐための出前授業を含めた協定の締結をさせていただくところであります。

また、令和3年、4年と静岡県の人権教育の研究指定校として、沼津市の門池小・中学校が研究・研修する機会をいただきました。県教育委員会教育政策課の皆様から御指導を頂いて、11月18日に無事に発表会を行うことができました。先程来、話題になっている「人権教育の手引き」にもしかすると来年度、本市の実践事例として取組が掲載されるかもしれません。楽しみにしております。

本市では、小中一貫教育を推奨しております。それをベースにした中学校区でのコミュニティスクールを指定して、地域とともにある学校づくりに力を入れております。学校では、心の教育について勉強していますが、それには非常に時間がかかると思っています。こと、人権に関わる意識を学ぶのは、小・中学校生活9年間に、地域とともに系統的な取組を積み重ねていくことで涵養する、染み込んでいくのではと思っております。自他が尊重されて、温かな関わりや学級づくりこそが、いじめを未然に防ぐ大きな力であると思っております。今話題になってる未然防止が、一番重要なのかなと思います。現在、私立の保育園の虐待の報道が非常に大きく取り上げております。本市も3年ほど前、市内の小・中学校の教職員による不祥事が多発しました。わいせつ、セクハラ事案が一向に減らない状況の中で、保護者、市民から子供の人権、女性の人権、これを踏みにじて被害者と家族の一生に傷を負わせる許しがたい行為であるなど、様々なメールや電話での苦情を頂いたところであります。そういう時に、この人権教育の研究をいただき、先生方の資質向上に極めてありがたい機会となりました。児童生徒はもとより、先生方についても自分を大切に、他の人の大切さも認めることができるそういう人権意識の高揚、人権感覚を育て、体罰や不祥事の根絶を目指したいとこの2年間、市内全体でやってきたつもりであります。教育政策課の方々からは、「学校教育全てが人権教育そのものである」と先生方が捉え、そのような認識を高めることができてるんじゃないかなという評価をいただいて非常に感謝してるところです。今後、その取組を更に広めていきたいと思っております。

それから市内の特色としては、年間3回のいじめ調査をしておりますけども、2回は学校独自、一つは市内統一のもので、記名するものと無記名なものと両方やって、その後に必ず担任との面談を実施しております。平成29年度からは、「沼津市いじめ相談ホットライン」というのを開設しました。令和4年度には3件、保護者から子供のいじめに対する対応で悩んでるというような相談が来ておまして、それには学校教育課や学校を通じまして、関係機関にも連絡を取って対応させていただいております。一昨年ですけど、一人一台端末を子供たちに貸与することに併せすぐに持ち帰りを始めました。子供たちがクロムブックを持ち帰るということで、子供たちの端末に、「沼津市SNS相談フォーム」というアイコンを設置しました。それによって、SNSを通じて保護者や子供たちがいつでも、どこでもいじめや悩みを相談できる

ような体制を整えています。令和3年度は子供から37件、令和4年度はこの11月までに24件の相談がありました。内容としては、子供からなんですけども、家族間のトラブルのこと、あるいは先生が怖いとか、あるいは友人との人間関係で悩んでいるということが情報として入りました。学校では、スクールソーシャルワーカーさんに関係機関に繋いでいただいて、早期にできるだけ大きくなる前に解決したいということで取り組んでいるところでございます。皆さんがおっしゃったようにゼロにはならないんですけども、大きくなる前の段階でどのように対応してるのかということで紹介させていただきました。以上になります。

□池上会長

思いが溢れるのをしっかりと受け止めたいと思っております。

□朝倉委員

清水町教育長の朝倉でございます。県内12の町を代表して出席させていただいております。取組につきましては、先ほどお話しがありました県のいじめの防止等のための基本的な方針を受けて、各市町がそういうものを作って取り組んでいる次第であります。一番大事なことは、先ほども話が出ましたが、まず大人社会がしっかりしなきゃいけない。学校で言うならば職員間でですね。そこのところの人権をですね、一人一人の先生を大事にする、また、先生が生徒一人一人を大事にすると、そういうようないろんな日常生活の中で気をつけていかなければいけないというふうに常々思っております。

私、裾野東中学校にいた時に、人権教育の研究指定を2年間受けさせていただき、道徳の授業を切り口に人権教育について取り組みました。学校の雰囲気は非常に変わりました。本当にありがたかったです。そうした研究指定の取組をどんどんどんどん広げていくということも一つの手ではないかなと思います。清水町、ぜひまた持ってきていただくとありがたいというふうに思います。

いじめ問題につきましては、難しい問題が出てきております。四つお話をさせてもらいます。

(略)

重大事態となれば、学校はそういう状況になります。ぜひ未然に防げなきゃいけないと強く思っております。以上です。

□小関委員

静岡県私学協会の小関です。私学協会43校の代表で参りました。御存知のとおり、私学は設置者が個別になりますので、現実にはなかなかこの横のつながりを持つ機会とか、悉皆研修等々、その機会がなかなか難しい中で、生徒指導専門部会という部会を設けておりまして、その部会長をしております。皆様には、御指導の方、いろいろいただきたいと思っております。

私学の場合は、やっぱり学校の中だけで対応しなきゃいけないってことで、非常に孤立化する可能性もあるなど、私は県立出身ですので、そのことを強く感じながら、私学の校長として、より一層緊張してるところです。

11月に私学の生徒指導専門委員会というのを開きました。私から文部科学省の行政説明の情報提供をしながら、この問題についても意見交換等を行いました。何をいじめとして、どう判断す

るか。こういうベクトルのズレが、そもそもこの問題を非常に難しくしている根底だと。例えば、高等学校においては、これっていじめと言えるのか、あるいは少年法とかの、法律に照らした判断になるんじゃないかというふうに、私の方は色々お伝えをしたとこでございます。

現場は、非常に難しい状況を抱えています。今、話が出たとおり、加害、被害の事実認定をどうするのか、我々専門家じゃないものですから、何をもって事実として認定し、それを根拠に指導し、そして解決への道を図るかといったのは、現実に自分も今経験してるところでございます。先程来ありましたけども、同じホームルームや部活動の場合、完全に安心したかたちで戻すというようなことは果たして可能なのか。非常に難しい問題で、しかも親と親の間の言い分の違い、子供と子供の言い分の違い、何が被害で、何が加害であるか、事実認定を学校がする。また、そのしたことによって話が泥沼化していくというのが現実でございます。非常に長期化して、学校も他の教育活動も停滞するようなケースもございます。そういう中で、教員の感覚で物事を判断し、処理するのは非常に危険だと思います。なので、ここに御出席の各関係機関のお力添えも本当にぜひ必要なところでございます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの皆様につきましても、本当に我々にとって藁にもすがりたいという思いでいるんですが、では配置はどうかとか、その利用について緊急の事態の時に対応できるかとなるとなかなかこれも難しいところありまして、まず考え方としては、これは生徒指導の域を完全に超えていると、これは危機管理の問題であると。校長がリーダーとなって真っ先に指揮を取って、先に入っていかなきゃいけない問題であるという認識を持ってございます。対処法、予防法もいろいろありましたけども、とにかく我々としてはいじめ防止推進法を含めて、日常的に生徒、保護者、職員に、常に常に周知していくことはまず第一歩。そして最終的にはいわゆる感覚だとか、心情だとか、そういうことじゃなくて、やっぱり法律との合理形成というのが、非常に重要なんじゃないかなということで、私個人的に思ってます。以上でございます。

□青木委員

県立特別支援学校長会から参りました、沼津特別支援学校、校長の青木と申します。今期からになります、よろしく願いいたします。特別支援学校の取組についてお話をさせていただきます。

まず未然防止ということに関しましては、少々大きなお話になりますが、社会の中で、特別支援学校は障害がある幼児、児童、生徒が通学しますので、どうしても世間一般で、いじめの対象になりやすいというか、そんな状況があります。学校としてできることは、まず教育の充実かなというところを考え、特に義務教育段階で様々な個性のある人たちと触れ合う機会ということを大事にするために、居住地域における共同学習を熱心に行うですとか、地域での交流、学校間交流によって理解を深めるよう働きかけております。また、小・中学校、高等学校の方にお邪魔をしてお手伝いしながら子供たちの理解、啓発にも努めているところです。もう一つの未然防止としましては、特別支援学校には、幼児、児童、生徒と幅広い年齢層の子供たちが在籍しますので、発達段階に応じて、小学部は友達や教室の係を大事にとか、中学部では思いやりのある生徒集団ですとか、そうした年齢相当の目標を定めて、教育を行うところが非常に大事な未然防止と考えて取り組んでるところでございます。

続いて、早期発見、早期対応というところですが、特別支援学校がその強みだと思われる

早期発見には、保護者とも連携というところが大きくあると考えております。毎日の送迎ですとか、連絡ノートのやり取りとかってのございますので、最近、家での言動がおかしいとか、学校に行く前に「こんな様子だったよ」なんて情報が入りやすいところからの早期の発見、あと、チームティーチングで組織的に子供たちを見ることができますので、そういうことを生かした早期発見というところにも努めてございます。アンケートはどうしても理解の回答が難しい子供たちがいますので、障害に応じて、担任や学年主任が聴き取りをするかたちでするように努めております。対応の方なんですけれども、特別支援学校の場合は、やはりそれぞれのお子さんの障害に応じた対応というところが必要になってまいりまして、自立活動という領域があるんですけれども、あくまでも本人の心情を第一にするんですが、そういった自立活動の目標には、配慮した介入ということを心がけてところが多くあります。例えば、自立活動の内容の中に、心理的な安定という項目がございまして、状況の理解と対応、こういったことも特別支援学校では指導の対象になってるんですが、人間関係の形成ですとか、環境の把握ですとか、そういう指導内容になっている環境の理解や人間関係のことなどにも配慮しながら対応しております。頭が痛いのはですね、コミュニケーションがうまく取れないことから、どうしても言葉や感情が手に出てしまったり、パニックした手が当たってしまったりですとか、時には職員が身を挺して間に入ったりとかしておりますが、そういったところに関しては誤解を生まないようにということで、とても気をつけて指導しているところです。組織的な対応というところに関しては、先ほど保護者との連携の話をしましたが、病院併設の学校がありますので、医療機関との連携ということも大変大切にしております。具体的な例というよりは学校の取組となりましたが、以上でございます。

□齊藤委員

静岡県高等学校長協会、静岡市立高校の齊藤と申します。よろしくお願いたします。前段の部分です、教育委員会の高校教育課の方から説明があったり、また他の委員の方からも説明があった部分については重複を避けるということで割愛させていただきます。

校長協会の中には生徒指導専門委員会という委員会がありまして、10名で構成をしております。昨年度、今年度と人権意識向上のためのアプローチというテーマで研究をしております。高校における人権意識の向上というのは、教職員の人権意識向上と、生徒の人権意識向上の両側面からアプローチをし、どういうことができるかということで勉強しているところになります。それから各学校の取組ですけれども、学校によってもいろんな生徒がですね、まちまちになりますので、対応については学校ごとに異なる部分が多くございます。その中で共通される部分は、一つは義務教育段階と違って、より広い範囲から生徒が集まってくると言うところです。そのために1年生の段階で、すでにぶつかり合うというふうなこともあるわけですから、まだこれ全ての学校ではありませんが、いくつかの学校で始めたところなんです、入学当初、新学期が始まると、最初にソーシャルスキルトレーニングを行い、それを繰り返し行っていくというふうな取組をしている学校がございます。また、スマートフォン等、それを手に入れるのも高校生段階からというケースも多くありますので、学校によってはソーシャルメディアポリシーといったものを作成、周知をするというふうな取組をしているところもあります。とはいえ、これはあくまで対処療法になるところですので、学校としてできるところはまずはどこにあるのかなという、やはり多様性の理解というふうなところで、全体の教育活動を通

して、人それぞれの感じ方があることを理解させる、それを主体的・対話的で深い学びの中で実行していくというふうなことは、各学校が今、取り組み始めているところになるかと思いません。問題になるのは、先ほどからお話が出ていますけども、当事者間では既に解決をしているけれども、保護者が納得をしないというふうなことで、逆にそのところで今度は当事者の子供の方が不安定になってしまうというふうなことで、さらにその学校に通いにくい状況というのがひどくなってしまうというふうなところが一つ考えられます。もう一つは、これ実際にあった話なんですけど、ソーシャルメディアの進歩のスピードが速すぎて、大人がついていけない。子供たちはついていけるんだけど、大人はついていけないということで、そういうソーシャルネットワークの中で、何が行われてるかっていうのが、もはや大人が把握できない、どんどんどんどん見えないところに潜ってきてしまっているんで、これをどういうふうに掘り起こすことができるのかっていうのは、高等学校段階では非常に課題に感じているところになります。以上です。

□池上会長

先端的かつ将来に関わる御指摘をいただきました。ありがとうございました。

□南委員

県の校長会、それから市の校長会も背負ってるもんですから、ちょっと入り混じった話の内容になるかと思えます。よろしくお願ひします。

まず学校、中学校が主になるかと思うんですけども、中学校としては、大前提、総論になるものは、とにかくいじめ防止の基本方針を大前提に、未然防止と早期把握、早期発見に努めているということです。各論としては、校内の組織体制として、週1回、必ず週時程に位置づけてある情報交換会と言われるものを開催して、常に生徒の状況を把握するように努めているということです。その会合については、学校の職員だけではなく、先程来出ております、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから訪問教育相談員というのが静岡市には導入されているんですけども、そういう方々を含めて、いろいろな立場の方も加わって総がかりで早期発見、早期対応の検討に努めております。で、また子供自身への調査については、市教委に義務付けられている悩みアンケートが年3回、学校独自にやっているものが、長期休業明けに年3回ということで合計6回で、とにかく紙からの情報の把握に努めているということです。これらだけではないんですけども、こういったことでいじめと疑われる行為があった場合については、速やかに、緊急に、いじめ対策会議を開き、また市教委にも報告をしながら対応を決め、実行するということです。それからここが一番大事なことかなと思っておりますが、日常的な取組は、やっぱり道徳を含めた教科の授業、それから学校行事等をですね、あらゆる学校の生活の場面でお互いを認め合うといったような意識を持たせる指導に重点を当てているということです。

先ほども話題が出たかと思うんですけども、要は学校職員の言動っていうのが、やっぱり私は一番大事だと思います。不適切な人権を侵害するような言動を教室の中で教師が発出するとなると、とにかく教室の中が安全じゃないような空間になってしまうということは、重々、学校現場としては分かっているつもりですので、週1回、夕方の打ち合わせ等があるんですけども、ここについては教師の言動、不適切な言動について、事案を交えながら根絶を進める

ような働きかけはしているという具合です。それから、これからは一人一台端末が学校に導入されているものですから、SNS上のトラブルが多発しているということもあり、情報モラル教育にも子供自らが考えられるような設定でやっていくということ、それからそれと同じように性の多様性についても、これはポリティカル・コレクトネスという言葉だとかがもうありますから、世界に乗り遅れないように、性の多様性の理解、尊重を図るような、子供と大人向けの研修会を計画的に設定をしていくというようなことで考えております。それから校長会全体としては、警察と連携を図る連絡協議会、それからスクールロイヤーもですね、静岡市については9月1日から校長会の方で導入を先行でやらしてもらって、令和5年の4月1日からは市教委の方でそれを導入していただけるということで、子供の福祉のための相談機関が一つ増えるということで心強いような状況にあります。以上です。

□岩本委員

女性校長会の会長の岩本です。吉田町の住吉小学校の校長です。女性校長会というよりは、小学校の校長として今日は意見を言わせてください。生徒指導の問題も、いじめの問題も自分が心がけているというか、どの校長も心がけていることだとは思いますが、まずはスピード対応だと思っています。どんなことにもすぐに対応する、聞き取るということが一番に取りかかることだと思って取り組んでいます。あとは、組織ということよく言いますが、とにかく対応に対して担任一人で絶対に当たらない、複数で当たるということも心がけて取り組んでいることです。それから三つ目は本当に心強い、ここにいらっしゃるような方の、他機関との連携ということです。私は今の学校で、児童相談所の方にどれだけ来ていただいているか分かりませんが、SNSの問題になった時には、保護者にも連絡を取って、事の重大さを子供に知らせるために警察の方をお願いをし、生活安全課の方に来ていただいて指導していただきました。できるだけ小さなことでは終わらせないで、大きなことにすることが大事なことだと思っています。それと、今、南先生もおっしゃいましたが、先生方の環境面では、やはり言葉遣いかなと思います。1年生が入ってきた時から、必ず誰々さんという呼び方をしましょうというのでやっていますが、当然、先生方も何々さんという呼び方をするだけで環境が整いますし、やはり人権にとって大事なことかなと思っています。そのようなことを学校全体として取り組んでいくリーダーとなるのは、やはり校長なので、校長がどういう判断をするかというところは、平日頃から自分自身も考えながら取り組んでいます。そして、どこを重要と考えるかというところが若い先生たちにも伝わるし、若い先生方が、私が指示を出したことによって対応を覚えてくれるといいなと思いつつ生徒指導には当たっているところです。取組としては以上です。

□海野委員

静岡県保育連合会の副会長をしております。また、この静岡市内の一番町保育園の園長もしております海野と申します。初めて参加させていただきます。保育園でいじめっていうことになかなか直結することではないんですけども、乳児から外へ向けて気が向いて、お友達と関わる、欲しいけどもらえない、やっぱり譲れない、嫌だ、喧嘩する、その間は保育者が取り持っていて、どうしたら解決できるかな、嫌だってことを伝えようね、でも相手の立場も考えようね、そういう細かな取組を一つ一つの事例についていってるつもりです。先ほどから何名かの方がおっしゃってましたけれども、やっぱり保育者の立場の人の態度、少し育ちのゆっくりな

子であったり、活発過ぎてしまうお子さんとかにどうしても声かけることが多かったり、その態度などは子供たちは本当によく見えています。そして、子供の中でも、その子の認識が決まってしまう。こういったところで、いじめっていうことに気持ちが繋がってしまうのかなであったり、ネグレクト等で不衛生が目立つ場合などもあります。これは園で手助けしつつ、保護者がやっていけるようにフォローしていったところなんです。本当に子供たちは大人の心持ちを敏感に感じて育っております。本当に育てられたように育っています。圧倒的に大事な大事な子供たちの成長に関わる大人の人数が足りない現状が、なんとかならないかなってというふうに考えているところです。

□池上会長

ありがとうございました。今、学校関係の皆様からお話を伺いましたが、御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方から一つだけ問題提起をしたいと思います。3月末まで浜松の大学で教員をしておりました。多文化共生、外国人の子供たちの教育の研究をしておりました。

日本語で十分に自分の状況を伝えられない外国に繋がる子供たち、今後とも静岡県にいないことはないと思います。その子たち、あるいはその保護者たちとの繋がりをどう作っていくかっていうことが今日の話だけど、実は全く出なかったのも、ぜひそこも私、県の教育者の立場でしっかりと考える機会になったと考えております。

さて、それでは事務局は、今日、委員の皆様からいただいた、様々なお立場から、視点からの御意見、御感想を受け止めて、この先の施策に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。それではここで進行を事務局に戻します。

○事務局

ありがとうございました。今日の話の中に出てきました「静岡県人権教育の手引き」につきましては、のちほど皆様に配布させていただきます。

本日は、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に向けた大事なキーワードをたくさん頂きました。皆様、たくさんの情報提供、御意見等、誠にありがとうございました。

皆様方からいただきました貴重な御意見等は、事務局で整理し、今後活かして参りたいと存じます。また、児童生徒が学校で楽しく過ごすことができ、安心して勉強に励むことのできる環境づくりのため、今後も関係機関・団体の皆様方と連携し、いじめ問題の解決に向けて取り組んで参ります。

以上になります。これを持ちまして、令和4年度静岡県いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。